第十七条　国内登録認証機関は、自らの認証に係る法第三十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示が電磁的記録に関する電磁的記録関係書面又は電磁的記録を記録した記録媒体若しくはその包装、容器若しくは送り状に違法に付されていることを知った場合には、主務大臣に対し、直ちに、当該事実を通知するものとする。

（認証契約の内容に係る基準）

第十八条　認証契約には、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

一　法第三十二条第一項から第三項まで又は第三十七条第四項若しくは第五項の規定に基づく認証に係る契約である旨

二　認証契約の有効期間を定めるときは、その期間

三　法第三十二条第一項の表示として表示する事項及びそれに付記する事項並びにそれらの表示の方法

四　被認証者が法第三十二条第一項の表示を付することができる条件として、次に掲げるもの

イ　被認証者が国内登録認証機関から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた電磁的記録と認証を受けていないものとが混同されないようにしなければならないこと。

ロ　認証に係る被認証者の業務が適切に行われているかどうかを確認するため国内登録認証機関が被認証者に対して報告を求め、又は被認証者の事務所、事業場その他必要な場所に立ち入り、認証に係る電磁的記録若しくはその品質管理体制を審査することができること。

ハ　ロの審査の頻度、その費用の負担その他の条件

五　認証に係る電磁的記録の作成が複数の事務所又は事業所で行われる場合にあっては、当該事務所又は事業場を識別する方法に関する事項

六　被認証者が認証に係る電磁的記録の仕様及び品質管理体制を変更した場合の措置に関する事項

七　被認証者が第三者から認証を受けた電磁的記録に係る苦情を受けた場合の措置に関する事項

八　国内登録認証機関及び被認証者の秘密の保持に関する事項

九　国内登録認証機関が講じた措置について被認証者が行う異議申立てに関する事項

十　第十五条第一項及び第二項の請求、認証の取消し並びに認証契約の終了に関する事項

2　国内登録認証機関は、被認証者と認証契約を締結し、又は当該認証契約を変更した場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付するものとする。

一　認証契約を締結した期日及び認証番号

二　被認証者の氏名又は名称及び住所

三　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四　電磁的記録の名称

五　認証に係る事務所又は事業所の名称及び所在地

六　認証に係る法の根拠条項

3　国内登録認証機関は、第一項第三号の付記する事項として被認証者の氏名若しくは名称又はその略号（略称、記号、認証番号又は登録商標をいう。）を定めるものとする。

（被認証者等に対する通知の基準）

第十九条　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時期に、被認証者等にその旨を通知するものとする。

一　譲渡、合併又は分割により登録に係る事業の全部を承継させようとするとき　承継させる日まで

二　相続により登録に係る事業の全部を承継したとき　遅滞なく

三　事務所の所在地を変更しようとするとき　変更する日まで

四　認証の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとき　休止又は廃止しようとする日の六月前まで

五　主務大臣（法第七十二条第四項の規定により経済産業大臣が主務大臣となる場合であって、その認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関にあっては、当該事務所の所在地を管轄する経済産業局長を含む。次号において同じ。）から法第五十二条第一項の登録の取消し又は認証の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき　直ちに

六　主務大臣から法第五十二条第二項の通知を受けたとき　直ちに

七　認証に係る日本産業規格が改正されたとき　速やかに

八　認証に係る第二条の基準が改正されたとき　速やかに

2　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に定める決定を行った場合には、速やかに、被認証者等に当該決定の内容を通知するものとする。

一　認証を行うことを求められたとき　認証し、又は認証しないことの決定

二　被認証者から認証に係る電磁的記録の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとする旨の通知がされたとき　国内登録認証機関が第十一条の審査又は第十二条の現地調査を行うかどうかの決定

三　第九条の表の四の項から八の項まで又は第十条第一項の審査を行ったとき　認証を継続するかどうかの決定

3　国内登録認証機関は、認証の取消しをする場合には、被認証者に対し、取り消す期日及び国内登録認証機関に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知するものとする。

（認証に係る秘密の保持の基準）

第二十条　国内登録認証機関は、その役員及び職員、国内登録認証機関と認証の審査に係る請負契約を締結した者（法人にあってはその役員及び職員）並びにそれらの職にあった者が、被認証者等の秘密を保持する措置を講ずるものとする。

（国内登録認証機関に係る公表の基準）

第二十一条　国内登録認証機関は、次の各号に掲げる事項について、当該内容を認証を行う全ての事務所で業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一　法第三十二条第一項の表示で用いる国内登録認証機関の略称又は登録商標がある場合にあっては、その略称又は登録商標

二　国内登録認証機関が定める法第三十二条第四項の審査を行う要員の適格性に関する基準

三　電磁的記録作成事業者等から認証を行うことを求められてから認証するかどうかを決定するまでの事務手続の概要及びそのために要する標準的な期間

四　認証を継続するために行う審査に関する事務手続の概要

五　認証の取消しに関する事務手続の概要

六　認証に係る日本産業規格の番号

七　認証に関する料金の算定方法

（認証の報告）

第二十二条　法第四十五条第三項の規定に基づき、国内登録認証機関は、法第三十二条第一項から第三項まで並びに第三十七条第四項及び第五項の認証を行ったときには、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した様式第七の報告書により主務大臣に報告するものとする。

一　認証契約を締結した期日及び認証番号

二　被認証者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

三　認証に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四　電磁的記録の名称

五　認証に係る事務所又は事業場の名称及び所在地

六　認証に係る電磁的記録の作成が複数の事務所又は事業場で行われる場合にあっては、当該事務所又は事業場を識別するための表示事項及びその方法